

沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務先候補者選定に係る

企画提案公募要領

沖縄県では、沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務の実施に係る委託事業者を以下の要領で公募する。

1 事業名

沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務

2 事業目的

本業務は2040年を見据えた新たな地域医療構想の策定に向け、専門的知見からレセプトや県の保有する各種報告等の多角的なデータ分析に基づき、本県の医療提供体制に係る現状と課題を可視化し、対応策を考える基礎資料を作成することを目的とする。

3 業務の内容

(1) 委託内容 別添「地域医療構想に係るデータ分析業務仕様書」による。

(3) 委託料上限額 19,135,000円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)

(4) 委託業務の期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 応募者の資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)の規定に該当しない法人であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(※)の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

- (3) 民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (6) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 医学分野の専門的な見地から分析する必要があるため、公衆衛生学、医療政策・医療制度、医療経済学、情報学、臨床疫学等の分野に関する系統的な知識を有する医師又は、同レベルの知識・経験を持つ大学の研究者等（以下「専門職」という。）を含む事業実施体制の構築が可能な者。
- (10) 沖縄県、官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (11) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。

※地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第32 条第1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234 条の2 第1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 応募の手続き等

(1) 応募に係る質問

- ア 受付期間 公募開始日 ～ 令和8年4月13日（月）15時必着
- イ 質問方法 質問書【様式9】によりメールで提出すること。
- ウ 送付先
aa090603@pref.okinawa.lg.jp（医療政策課代表メールアドレス）
※メール件名に「沖縄県地域医療構想に係るデータ分析業務に関する質問」と記載願います。
- エ 回答方法 医療政策課ホームページに掲載し、最終回答は令和8年4月15日（水）までに行う予定。

(2) 提出書類の受付期間等

- ア 受付期間 公募開始日 ～ 令和8年4月21日（火）12時必着
- イ 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県庁4階 沖縄県保健医療介護部医療政策課（担当：長浜）
- ウ 提出方法 紙で7部提出すること（正1部、コピー6部）
- エ 提出書類 「6 提出書類等」に定める書類

6 提出書類等

(1) 応募書類

① 申請書類

- ア 企画提案応募申請書 【様式1】
- イ 会社概要 【様式2】
- ウ 関連事業実績書（過去3年以内） 【様式3】
- エ 執行体制図 【様式4】
- オ 企画提案書 【様式5】
※審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
※縦置き・横書きを基本とし、必要に応じて横置き・横書きを可とする。
- カ 事業実施スケジュール表 【様式6】
- キ 経費見積書 【様式7】

ク 誓約書

【様式8】

ケ その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）

② 添付書類

ア 定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

イ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）

ウ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

エ 次の税の滞納がないことを証明する書類

法人の場合は直近2年間の法人事業税及び法人県民税

個人事業主の場合は直近2年間の個人事業税

オ 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書（任意様式）を提出すること。

③ その他書類

ア 質問書

【様式9】

(2) 企画提案書に記載する内容

企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

7 スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月13日（月）15時（必着）	質問受付期限
令和8年4月21日（火）12時（必着）	申請書類等提出期限
令和8年4月27日（月）午後	選定委員会開催日
令和8年4月28日（火）午後	審査結果の通知

8 事業者の選定

(1) 選定の方法

ア 沖縄県保健医療介護部に設置する委託先候補者選定委員会において、提案書並びに提案者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、委託先候補者の優先順位を決定する。

- イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い（1次審査）、1次審査に合格した事業者を対象に、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。また、2次審査は必要に応じて書面で行う。
- ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、申請内容を確認するための聴き取りをさせることがある。
- エ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- カ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目

① 適合性

本委託業務の趣旨及び目的を理解した提案となっているか。特に、国の「新たな地域医療構想ガイドライン」等を踏まえたデータ分析及び課題整理の方法を提案できているか。

② 具体性

提案にあたって、県の提供するデータに基づき 2040 年を見据えた課題及び方向性の検討に資する提案がなされているか。

③ 実行性

提案内容を確実に実施できる能力及び体制等を有しているか。類似のデータ分析業務の実績があるか。

④ 経済性

経費見積が、妥当かつ効率的なものとなっているか。

(3) 選定委員会の概要

ア 日 時：令和8年4月27日（月）午後

イ 場 所：沖縄県庁内会議室（予定）

ウ 説明内容：提出した書類に基づき行うこと。

エ 説明者：2名程度

オ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

9 契 約

(1) 契約の締結

委託候補者と業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。但し、受託者からの請求により必要があると認められる金額については、委託料の金額の6割を限度として概算払いをすることができる。

(3) 契約金額

契約金額については、採用された企画提案に基づく業務内容を調整の上委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 応募要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微なものを除き、原則として認めない。

(4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。

(5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。

※審査の必要上、複製やスキャンデータを作成することがあります。

- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (8) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県（医療政策課）と委託事業者が協議するものとする。
- (9) その他詳細は企画提案仕様書による。

※沖縄県財務規則 抜粋（契約保証金について）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【問い合わせ及び提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁4階 沖縄県保健医療介護部医療政策課（担当：長浜、篠田）

TEL：098-866-2111 FAX：098-866-2714